

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成 23 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその主な内容は、以下のとおり。

なお、今回の見直し（判断の基準等の見直し 15 品目）により、平成 24 年度における特定調達品目は、平成 23 年度と同様の 19 分野 261 品目となる。

◎分野別の見直し品目及び概要

◇家電製品

- 経過措置を設けている電気冷蔵庫については、次のとおり
 - 定格内容積 350 ℓ以下の電気冷蔵庫については、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置（トップランナー基準達成）を延長
 - 定格内容積 350 ℓ超 400 ℓ以下の電気冷蔵庫については 1 年間経過措置（「3 つ星」以上でも可）を延長
 - 定格内容積 400 ℓ超の電気冷蔵庫については 1 年間の経過措置（「3 つ星」以上でも可）の終了
- テレビジョン受信機について地上デジタル放送対応の削除、エネルギー消費効率に係る 1 年間の経過措置（「3 つ星」以上でも可）の終了
- 経過措置を設けている電気便座については、次のとおり
 - 温水洗浄便座（瞬間式）に係る 1 年間の経過措置（「3 つ星」以上でも可）を終了（ただし、家庭用を意図しない業務用の温水洗浄便座については経過措置を延長）
 - 暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置（トップランナー基準達成）を延長

◇エアコンディショナー等

- 経過措置（「3 つ星」以上でも可）を設けているエアコンディショナーに係る 1 年間の経過措置を終了

◇照 明

- LED 照明器具に係る判断の基準等を見直し（固有エネルギー消費効率、演色性、モジュール寿命に係る判断の基準の設定等）
- LED ランプに係る判断の基準等を見直し（ランプ効率、演色性、モジュール

寿命に係る判断の基準の設定等)

◇自動車等

- 自動車の対象範囲の拡大（重量車の追加）及び判断の基準等の見直し（2015年トップランナー燃費基準、排出ガス基準の強化等）

◇設備

- 日射調整フィルムについて判断の基準を見直し（可視光線透過率の高いフィルムの追加）

◇公共工事

- ビニル系床材について判断の基準を見直し（JIS規格の改定に伴う見直し）
- 高日射反射率塗料について判断の基準を見直し（JIS規格の制定に伴う見直し）

◇役 務

- 印刷に係る判断の基準等を見直し（デジタル印刷工程に係る判断の基準の設定等）
- 食堂において使用する食材について、地域の農林水産物の利用の促進の観点配慮事項として設定
- 飲料自動販売機設置については、低 GWP 冷媒機の市場への供給状況を踏まえ、経過措置（冷媒への HFC の使用）を平成 24 年度 1 年間に限り延長